

総務政策委員会記録

開会年月日	平成30年12月17日
開会時刻	午前9時58分
閉会時刻	午前10時36分
出席委員名	◎北村 勝 ○吉井詩子 井村貴志 鈴木豊司
	岡田善行 吉岡勝裕 品川幸久 西山則夫
	中山 裕司 議長
欠席委員名	—
署名者	井村貴志 鈴木豊司
担当書記	山口 徹
審査案件	議案第86号 平成30年度伊勢市一般会計補正予算（第4号） （総務政策委員会関係分）
	議案第93号 伊勢市行政不服審査法関係手数料条例及び伊勢市火災予防条例の一部改正について
	議案第94号 伊勢市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部改正について
	議案第95号 伊勢市附属機関条例の一部改正について
	議案第96号 伊勢市職員給与条例等の一部改正について
	議案第106号 今一色コミュニティセンターの指定管理者の指定について
	議案第108号 賓日館の指定管理者の指定について
説明員	総務部長、総務部参事、総務課長
	選挙管理委員会事務局長
	ほか関係参与

審査経過

北村委員長が開会を宣言し、会議成立宣言の後、会議録署名者に井村委員、鈴木委員を指名した。その後、直ちに議事に入り、去る12月10日の本会議において審査付託を受けた「議案第86号 平成30年度伊勢市一般会計補正予算（第4号）中、総務政策委員会関係分」外6件を審査し、委員長報告文の作成については、正副委員長に一任することで決定し、委員会を閉会した。

なお、詳細は以下のとおり。

開会 午前9時58分

◎北村勝委員長

ただいまから総務政策委員会を開会いたします。

本日の出席者は全員でありますので会議は成立しております。

それでは会議に入ります。

会議録署名者2名は、委員長において井村委員、鈴木委員の御両名を指名いたします。

本日御審査いただきます案件は、去る12月10日の本会議におきまして、総務政策委員会に審査付託を受けました7件であります。

案件名については、審査案件一覧のとおりであります。

お諮りいたします。

審査の方法については、委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎北村勝委員長

御異議なしと認めます。そのように取り計らいをさせていただきます。

また、委員間の自由討議については、申し出がありましたら、随時行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【議案第86号 平成30年度伊勢市一般会計補正予算（第4号）（総務政策委員会関係分）】

◎北村勝委員長

それでは、はじめに「議案第86号 平成30年度伊勢市一般会計補正予算（第4号）中、総務政策委員会関係分」を御審査願います。

審査の便宜上、歳出から審査に入ります。

補正予算書14ページをお開きください。

款1 議会費を款一括で御審査願います。

御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎北村勝委員長

御発言もないようですので、款1 議会費の審査を終わります。

次に、16ページをお開きください。

16ページから27ページの款2 総務費を款一括で御審査願います。

御発言はございませんか。

品川委員。

○品川幸久委員

一点だけお伺いしたいんですが、27ページの監査委員費のところでは補正額として995万ということで1,000万近くの非常に大きなお金が上がるとるんですけど、ちょっと内容を教えていただきたいと思います。

◎北村勝委員長

総務部参事。

●西山総務部参事

監査委員事務局の人件費ということになっておりますけれども、900万の増額というのは当初予算に対しての900万円の増額ということになっております。

これはですね、当初予算編成時に、昨年度職員が一人定年退職をしておりますので、当初予算計上時にはそれを差し引いた形で予算を計上しております。実際にはそこに人員を埋めにいったことで、当初予算と比べるとその分が増額というふうになった、こういうふうに表現をされるということでございます。以上です。

◎北村勝委員長

品川委員。

○品川幸久委員

一人のこれから定年をされたところが、予算で1名欠員で予算を組んで、今の時に補正をかけるという説明やったと思うんですけど、職員一人だと思うんですけど、995万というのは非常に額的に大きいのではないのかなと思うんですけど。内容的には給料は490万で、職員手当が330万ということなんで、ちょっと額が大きいんで、そこら辺の説明を少ししていただければわかりやすいと思うんで、お願いをしたいと思います。

◎北村勝委員長

総務部参事。

●西山総務部参事

その内訳でございますけれども、給料については490万、それから職員手当330万円でございますけれども、今回の期末勤勉手当がおおむね200万強ということで内訳はなっております。以上です。

◎北村勝委員長

品川委員。

○品川幸久委員

わかりました。あのですね、これは結局、今監査委員費のところではそういうふうな大きなプラスが見えたんですけど、ほかの部署によっても定年による欠員のときは、それがいろいろなところに入ってつとるというふうに理解をしてよろしいでしょうか。

◎北村勝委員長

総務部参事。

●西山総務部参事

そのように理解していただいて結構です。

◎北村勝委員長

品川委員。

○品川幸久委員

考え方の違いかなと思うんですけど、私の場合でいきますと、私見で悪いんですけど、最初の、例えば議会事務局にしても監査室にしても、どこにしてもそうなんですけど、部長さん課長さん職員さんが退職をしたということは、当然その場所は次のときに埋まるわけなんで、先に当初の予算として見込んでもいいんじゃないかなと、私としては思うわけですよ。

例えば監査室の室長さんが定年退職をされたということは、必ずそこに室長を入れなあかんわけで、埋まるわけなんで、それは当初予算として上げてですね、こちらのほうでは最終的に減額補正というふうな形をとっても、それが非常にわかりやすいんじゃないかなと思うんですけど、その点だけ教えていただいて終わりたいと思います。

◎北村勝委員長

総務部参事。

●西山総務部参事

退職を差し引いて人件費全体にかかってくると思うんですけども、退職者を差し引いて、さらにですね、当初予算の時には新規採用職員分も算入をさせて、全体の人件費を把握させていただくということで、より実態に沿った、それも必要最低限の予算を計上させると、こういった趣旨でこのような取り扱いをさせていただいております。以上でございます。

◎北村勝委員長

ほかに質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎北村勝委員長

ほかに御発言もないようですので、款2総務費の審査を終わります。

次に、36ページをお開きください。

款3民生費のうち、項5人権政策費を御審査願います。

御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎北村勝委員長

御発言もないようですので、款3民生費の審査を終わります。

次に、64ページをお開きください。

款10消防費を款一括で御審査願います。

御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎北村勝委員長

御発言もないようですので、款10消防費の審査を終わります。

以上で歳出の審査を終わります。

次に、歳入の審査をお願いいたします。

補正予算書12ページにお戻りください。

歳入を一括で御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎北村勝委員長

御発言もないようですので、歳入の審査を終わります。

次に1ページにお戻りください。

1ページから8ページの条文の審査に入ります。

条文の審査についても、条文一括をお願いいたします。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎北村勝委員長

御発言もないようですので、条文の審査を終わります。

以上で、「議案第86号中、総務政策委員会関係分」の審査を終わります。

続いて討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎北村勝委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。「議案第86号 平成30年度伊勢市一般会計補正予算（第4号）中、総務政策委員会関係分」については、原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎北村勝委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

【議案第93号 伊勢市行政不服審査法関係手数料条例及び伊勢市火災予防条例の一部改正について】

◎北村勝委員長

次に条例等議案書の1ページをお開きください。

1ページから4ページの「議案第93号 伊勢市行政不服審査法関係手数料条例及び伊勢市火災予防条例の一部改正について」御審査を願います。

御発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎北村勝委員長

御発言もないようですので、以上で議案第93号の審査を終わります。

続いて討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎北村勝委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。「議案第93号 伊勢市行政不服審査法関係手数料条例及び伊勢市火災予防条例の一部改正について」、原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎北村勝委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

【議案第94号 伊勢市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部改正について】

◎北村勝委員長

次に、5ページをお開きください。

5ページから9ページの「議案第94号 伊勢市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部改正について」を御審査願います。

御発言はありますか。

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

今回のこの条例改正につきまして、若干理解ができない部分がありますので、条例の施行の部分とですね、再選挙の規定につきましてお尋ねをさせていただきたいというふうに思います。

まず、本議会の議事日程からいきますと、最終日の19日にはこの条例が可決の見通しになるかと思うんですが、19日に可決された場合にですね、いつ頃公布をされるのか、まずその日程だけ教えていただきたいと思います。

◎北村勝委員長
総務課長。

●中川総務課長

議決をいただきましてから、議長さんから市長あてに送付を受けまして、それから手続ということになりますけども、通常でいけば12月中、遅くても1月の初旬ということになります。

◎北村勝委員長
鈴木委員。

○鈴木豊司委員

はい、今回の改正です、市議会議員のビラの作成の部分につきましては、平成31年3月1日から施行されますと、一部無効によります再選挙の場合も含め、第4条のビラ作成業者の支払いの規定、それから第5条の公費負担の限度額の規定につきましては、この附則におきましては、公布の日から施行されるということになっております。

具体的にはですね、改めてお尋ねをさせていただくんですが、ここでは改正条例の条文から判断をいたしますと、議員のビラを無料で作成することが3月1日より可能になるにもかかわらずですね、そのビラ作成にかかります業者に支払い、また公費負担の限度額の規定につきましては、公布の日、今聞かされてもらいました12月中かあるいは1月の初旬ということなんですが、その日から施行されることとなるという理解するんですが、それには間違いないでしょうか。

その点だけ確認をまずさせてください。

◎北村勝委員長
総務課長。

●中川総務課長

現在のこの現行の条例は、市長の選挙におけるビラの作成の公営の条例ということになります。3月1日からは、公職選挙法の改正によりまして、議員さんのビラの配布につきましても頒布が解禁されまして、それに合わせて作成についての公営の条例による制度ということですのでございます。3月1日には、この条例を市長の条例とあわせて議員さんの条例ということで、両方使う条例という形に変えますので、議員さんの分が入ってくるのは3月1日施行ということになります。

それで、御質問いただいています45条の改正ですけれども、現行も市長の条例でありますので、この括弧書きについては、市長のほう分の規定でもありますし、3月1日からは、議員さんのほうの関係の条文ということで、二つの両方通用する形で包括的な規定になってますけども、括弧書きを追加するというごさいます。

したがいまして、市長の分は現行制度としてありますので、これについても公布の日か

ら速やかに改正をさせていただきたいということで、まず、括弧書きを入れることについては公布の日から施行ということにさせていただいております。

◎北村勝委員長
鈴木委員。

○鈴木豊司委員

今回ですね、第4条、第5条の改正の中で、一部無効による再選挙でも特例規定が整備されるわけでございますけど、この一部無効による再選挙といいますのはどのような場合に発生するのか、伊勢市においてその再選挙の可能性があるのかどうなのか、そのあたりのことをお聞かせいただけないでしょうか。

◎北村勝委員長
選挙管理委員会事務局長。

●東浦選挙管理委員会事務局長

失礼します。委員の御質問でございますけども、一部無効による再選挙でございますけども、公職選挙法におきましては、選挙効力に関する異議の申し出や審査の申し立て、訴訟の提起があった場合において、選挙の規定に違反することがあるときは選挙異動を及ぼす恐れのある場合に限って、この選挙異動というのは当選者が変わることでございますけども、こういった場合に限ってですね、選挙管理委員会または裁判所がその選挙を全部または一部の無効を決定をさせていただいて、採決または判決しなければならないとされており、それにより再選挙を行うということとなります。

特にその一部の無効の決定についてなんですけども、実際のところ非常に事例が少ないのが現実です。国政選挙のほうで2例ほどあったりとかあるんですけども、主なその要因としてはですね、例えば国政選挙であれば投票がですね、広くなる、例えばこの地域でいくと、伊勢市、鳥羽市、志摩市というように広い地域の中で開票をそれぞれの自治体で行います。その開票を行った際に、例えば伊勢市の開票の場所ですね、何かちょっと問題が生じたと、疑問票の問題であったりとかですね、そういうことでそこで異議申立が出た場合、それが要は異議がですね承認された場合に、伊勢市の開票区の部分だけ一部選挙するというようなことになるかというふうに思います。そういういった観点からいくとですね、今までの事例も見ますと、なかなか市長選市議選単独ですね、その一部無効という事例が今ないので、少ないかと思っておりますけども、当然法律あるいは一部法律施行令のほうにですね、明記されておりますので、こちらといたしましては条例にきちっと明記をしていきたいというふうに考えておりますので、御理解よろしくお願いいたします。以上です。

◎北村勝委員長
はい、鈴木委員。

○鈴木豊司委員

はい、説明をいただいたんですが、ちょっと少しあまり理解できなかったんですよ。国政のことを例えて説明いただいたんですが、伊勢市の市長選挙市議選において実際可能性が出てくるんかどうか、そこはどうですか。

◎北村勝委員長

総務課長。

●中川総務課長

補足になりますけれども、実際は選挙が無効となるのは法律公選法で、選挙の規定に関する違反があって、それが選挙の結果に異動を及ぼす恐れがある場合、いわゆる当落が変わってくる可能性があるということで、最高裁判例でもあくまでも確実になくても可能性があれば、無効原因となるっていう判断も出ております。

実際、全部無効になるのか、一部無効になるのかっていう、そこまでの法律が明確に区分、要件を書いてくれておりませんので、実際全国的に事例が少ない、事例の積み重ねがほぼないという状況でありますので、正直どのような場合が全部無効になるのか、一部無効なんていうのかとはちょっと正直わからないところがありますし、仮に裁判になった場合、裁判所がどういう判断を出してくるのかっていうのも、正直わからないところでもありますので、申しわけないんですけども、伊勢市において絶対ないかと言われると、今私の個人的な見解って言われるかもわかりませんが、伊勢市において絶対ないとは言いきれないかというふうに考えております。

実際法政令では、都道府県から国政も含めて、一般の市町村まで適用する規定としてということで、制度として一部無効による制度による再選挙という制度を設けております。実際、将来ないかもわかりませんが、実際は選挙するこちらの事務立場としても、起こしてはならないということでもありますけれども、制度としてはそれが存在しとる以上は市の同じ選挙関係の規定、条例でもありますけれども、選挙公報の発行の条例はまた別にあるんですが、こちらのほうは一部無効による再選挙を除くというふうに、ちょっと括弧書きで一部こういう再選挙に触れた規定を持っておる条例もありますので、同じ市の中の選挙関係の条例ということで、ちょっとバランスも欠けているのかなということで、今回この括弧書きを追加させていただこうとしたものでございます。

◎北村勝委員長

はい、鈴木委員。

○鈴木豊司委員

はい、ありがとうございます。可能性はほぼないんだけど、補正後に規定されておるもんでという話なんですけど、この平成21年に制定されました今の伊勢市長の選挙にかかるビラの作成の公営に関する条例ですね、それについて不備があったのではないかなというふうに思えてなりません。と言いますのは、市長選のビラの作成につきましては、平成19年の公選法の改正によりまして制度化されたと。それで伊勢市においては、平成21年に公営

化されたということなのですが、その当時から公選法におきましては、この一部無効によります再選挙の特例規定を置かれていたと思うんです。ということは、その当時からですね、当然この再選挙の部分については、規定をされているべきだったのかなというふうに思うんですが、その点不備があったのかなというふうに思いますし、この件につきまして、他市の状況も少し確認をさせていただきました。

市長選におけるビラの作成の公営化の条例の中で、再選挙の特例の規定の部門ですね、それを規定をされている団体というのは、県内には何もなし、県外のところもいくつか見たんですが、1件も見ることができなかつたんです。それはなぜかといいますと、本当に先ほど言われたように、可能性がほぼないということで恐らく他市さんも規定をされていなかったのかなというふうに思います。

ということでですね、今申し上げましたこのこれまでの条例の不備があったという点とですね、再度第4条、第5条の改正規定がですね、本当に必要なかどうかもう一度その辺の見解聞かせていただきたいと思います。

◎北村勝委員長
総務課長。

●中川総務課長

すいません、御指摘の点は不備かと言われると全体をバランスをとれといいますか、整合性をとるといいますか、そういうあたりの点について条例制定の際に、その視点が欠けていたのかなということにつきましては、反省すべき点やというふうには考えております。

ただ、言いわけになり申しわけないんですが、当時全国的に一律に制度がつくられますと、国の所管の省庁から従前は準則、現在では参考例ということで、そういう通知の中でそういう条例のひな型を示してもらえる場合があります。最近はもうその参考例自体が少なくなってきたおるんですけども、先ほど言っていたようにビラの作成が平成19年、選挙の公営の選挙公報の発行が法改正自体は昭和の27年というふうに、選挙の関係ですと国政選挙の制度を後追いの形で地方の制度がつくられてきてます。当然、つくられた時代背景とかいろいろ事情が異なりますし、そういう参考例を出してくる国の省庁も当然時代が違いますし、作成者も違うということになりますし、参考例が出てない場合は先行の自治体を、委員さん言っていたように、ネット検索とかいろんな事例を探して参考にするということになりますので、参考にしたものが一方ではあって、一方ではなかったということが実際の実情かなというふうに考えております。

ただ冒頭申し上げましたように、全体の整合をとるって、バランスをとるっていうのが大前提の話になりますので、その点については今後気をつけていきたいなというふうに考えております。

◎北村勝委員長
はい、鈴木委員。

○鈴木豊司委員

はい、全体のバランス、公報との絡みというの部分もわかるんですけど。例えば、国から示された当時の準則ですね、なぜその規定が入ってなかったのか、その辺、もうちょっと疑問に感じて欲しかったと思いますし、今多くの自治体の中で規定がされていないという事実がありますんで、なぜ入っていないかというのをしっかりと研究をすべきやったのかなというふうに思っております。

くどいようになるんですけど、公選法の規定の中でですね、市長選のビラの作成と市議選のビラ作成の施行期日が違いますよね。その部分がこの条例改正を複雑にしておる要因かなというふうに思うんですが、再度この条文から解釈したときにですね、平成31年3月1日からビラを無料で作成することでき、なおかつ作成する場合は、作成業者と有償契約を結んで選挙管理委員会に届けるという規定もあります。それも恐らく市議選については、3月1日以後適用されると思うんですが、そういう状況の中で条文からですよ、ビラ作成業者への支払いの規定、あるいは公費負担の限度額の規定がですね、なぜ3月1日以後ではないのか。この改正条例見たときに、そこが読めない部分がありますんで、その辺をもう少しかみ砕いて、なぜ3月1日になるんかそこを説明していただけないですか。

質問わからんですか。条例の改正文見とると、3月1日から施行されるということが読み取れないんです。ですので、その辺ももっとかみ砕いて御説明いただきたいなど。

◎北村勝委員長

総務課長。

●中川総務課長

すいません、失礼しました。括弧書きの文については、公布の日から施行ということで入ります。3月1日から新しい制度ができるんですけども、2月末までは市長のビラの条例ということになりますので、実際にこの括弧書きの部分の整理を見にいけるとしても、市長の条例ということで見にいけます、実際、政令132条の7第1項の表というふうに書いてあります。その表の中の市長の部分の数字を見にいけるということになります。実際政令自体も3月1日施行、政令自体の改正がありますので、それまでの間は議員さんの分の欄は空欄のままということになっています。実際この条例を3月1日からは議員さんの条例としても使いますので、議員さんの条例の制度として、この条例を使うということになりますのが、3月1日以後でそのときは政令自身の改正がなされてまして、政令のほうの表の中には、議員さんのほうの数字も入っておるということで、その時点で議員さんの条例として使うときは、議員さんの数字を政令のほうを見に行けば政令のほうにも入っておるということになりますので、実際に法改正、政令の改正があったとしても、条例に表面的といいますか、条文上の影響がないような規定ぶりということで、この括弧書きをつくらせていただいとるところでございます。

したがいまして、3月1日からはこの関係のほうは政令の改正でされておりますので、条例上は特にその点はふれなくてもいいというふうなつくり方にしてございます。

◎北村勝委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

先ほどですね、3月1日以前については、市議選に関しては空欄という話もあったんですが、施行令につきましては、もう既に7月に交付をされておってですね、規定そのものはもう入っておると。空欄ではないんですね、施行は3月1日になるだけであって、規定そのものも入っておると思うんです。そういうかたちで私のほうは理解をさせていただきました。今話を聞かさせてもらっておると、その市議選のビラに関しましては、すべて平成31年3月1日以降の施行ということで当局の説明がありました。そういう解釈でありますので、一応自分としては釈然としない部分はあるんですけど、一応理解はさせていただきたいというふうに思います。今回私は大変お騒がせをしたんですが、実は修正動議のことも検討もさせていただいたところでございます。

ただ、最後にしておきますが、先ほど説明ありましたように、この条例改正においてですね、公職選挙法の施行令の中まで覗きにいかなこの条例改正の内容がですね、理解できないというようなことはいかかなものかなというふうに思います。あなたがたのようにですね、この法令に精通しておれば別なんですけど、その目先の規定、今回の改正規定そのものなんですけど、そこに書かれております条項がですね、条例成立後どのような形で運用されていくのか、この条例を見た人が瞬時に判断できるような条例がないといかんというふうに思っております。

したがって、条例の制定改廃に当たりましてはですね、そのようなところでの配慮、また皆さんが容易に理解できるような条例条文の組み立てが必要だと思うんですが、最後にその点だけお聞かせをいただいて、質問を終わりたいと思います。

◎北村勝委員長

総務課長。

●中川総務課長

はい、すいません、先ほどの政令の関係ですけれども、3月1日施行ですので、その時点にならないと、溶け込まないので、現在の時点はまだ空欄のままという形になります。それから、先ほど言っていた条例も含めて、例規のつくり方ですけれども、通常の場合ですと引用を参照する方法と、直接条文の中にすべてを書き込む方法と、大きく二通りあります。実際どちらを採用するかっていうのは、どちらがよいかっていうのはケースバイケース、申しわけないですけどケースバイケースかというふうに考えております。と申しますのは、いわゆる法施行条例みたいに、法律から委任を受けて、今は制度の根幹は法律のほうで決められておって、その細部を実際は委ねられておるといような、いわゆる言葉悪いですけども、上で国のほうで決まったものが機械的に適用されるようなものについては、申しわけないですけども、わざわざ議案条例として、提出させていただいて、御審議を煩わすってというようなことまではちょっとどうかと。そこまでも機械的に変わっていくものについては申しわけないですから、引用を参照する方法でいいのかな

というふうに考えておりました。ただどうしても、議会の御判断をいただかなければいけないような、そういう伊勢市としても重要な制度につきましては、確におっしゃいますように、法律のほうで書いてあっても、それをそのまま伊勢市の制度として使うのかどうかというあたりは、御判断をいただかないかん場合がありますので、それについては、引用を参照する方法じゃなくて、具体的に直接に書き込んだほうがいいかなという場合もありますので、ちょっとその点については、その都度その都度の判断というふうにさせていただきたいというふうに考えております。

◎北村勝委員長
鈴木委員。

○鈴木豊司委員

今私が申し上げたことは、この今回の条例改正、この規定の中でこれを見たときに、そういうことも理解できるようなつくり方をしてほしいです。それだけです。以上です。

◎北村勝委員長
総務部長。

●可児総務部長

今般の今回の条例改正につきまして、鈴木委員のほうからいろいろ御意見をいただいたところでございます。議案の提出につきましては、私どもにつきましては、今までも適宜適正な対応をとつとるつもりでございますが、今回の御意見もいただきまして、今後も引き続き適正な対応に努めてまいりたい。わかりやすい条例改正に努めてまいりたいと考えておりますので、何とぞ御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

◎北村勝委員長
よろしいですか。

ほかに御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎北村勝委員長

ほかに発言もないようですので、以上で「議案第94号」の審査を終わります。

続いて討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎北村勝委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。「議案第94号 伊勢市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部改正について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎北村勝委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

【議案第95号 伊勢市附属機関条例の一部改正について】

◎北村勝委員長

次に10ページをお開きください。

10ページから17ページの「議案第95号 伊勢市附属機関条例の一部改正について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎北村勝委員長

御発言もないようですので、以上で審査を終わります。

続いて討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎北村勝委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。「議案第95号 伊勢市附属機関条例の一部改正について」は原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎北村勝委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

【議案第96号 伊勢市職員給与条例等の一部改正について】

◎北村勝委員長

次に、18ページをお開きください。

18ページから46ページの、「議案第96号 伊勢市職員給与条例等の一部改正について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎北村勝委員長

御発言もないようですので、以上で審査を終わります。

続いて討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎北村勝委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。「議案第96号 伊勢市職員給与条例等の一部改正について」は原案

どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎北村勝委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

【議案第106号 今一色コミュニティセンターの指定管理者の指定について】

◎北村勝委員長

次に、69ページをお開きください。

69ページから70ページの「議案第106号 今一色コミュニティセンターの指定管理者の指定について」を御審議願います。

発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎北村勝委員長

御発言もないようですので、以上で審査を終わります。

続いて討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎北村勝委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。「議案第106号 今一色コミュニティセンターの指定管理者の指定について」は原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎北村勝委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

【議案第108号 賓日館の指定管理者の指定について】

◎北村勝委員長

次に、73ページをお開きください。

73ページから74ページの「議案第108号 賓日館の指定管理者の指定について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎北村勝委員長

御発言もないようですので、以上で審査を終わります。

続いて討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎北村勝委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。「議案第108号 賓日館の指定管理者の指定について」は原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎北村勝委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

以上で付託案件の審査はすべて終わりました。

お諮りいたします。

委員長報告文の作成については、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎北村勝委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

以上で審査願います案件はすべて終わりましたので、これをもちまして総務政策委員会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

閉会 午前10時36分

上記署名する。

平成30年12月17日

委員長

委員

委員